

令和 8 年 8 月 21 日

## 職員の渉外活動時における暑さ対策について

広島県信用組合（理事長 深山春幸）は、近年の記録的な猛暑や異常気象において、職員の健康維持と安全確保のために、下記のとおり取組むこととしました。

お客様・関係各位におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 「ファン付きウェア」の着用

## (1) 導入の目的

- ① 体感温度の上昇を抑え、熱中症対策と、業務効率の維持を図ります
- ② バイクや自転車の運転時、暑さによる疲れや集中力低下を予防します

## (2) 着用について

- ① 対象者は、渉外担当者および営業店長とします
- ② 着用期間は任意とし、猛暑日や酷暑日など、着用が望ましい状況で着用します
- ③ 屋外移動時のみ着用し、お客様等への応対時は着用しません

## (3) 着用可能なもの

- ① 当組合のロゴが入ったファン付きウェア

## 2. その他の対策

## (1) サングラスの着用

- ① 直射日光や紫外線による影響を軽減し、目への健康被害の抑制と視認性を確保するため、渉外担当者が着用します
  - ② 屋外移動時のみ着用し、華美で派手な色や形状ではないものとします
- 以上

## 【本件に関するお問い合わせ先】

広島県信用組合 総務部 電話番号 082-242-5586

受付時間：平日 9：00～17：00

(除く土・日・祝日、12/31、1/1～3)